

Ⅲ 教育課程の編成

1 特別の教育課程の編成

(1) 特別支援学級

特別支援学級は、小・中学校の中に設置された、特別に編制された学級である（学校教育法第 81 条）。したがって、特別支援学級の教育課程に関する法令上の規定は、小・中学校の教育課程に関するものが適用される。

つまり、特別支援学級の教育課程は、基本的には「小学校学習指導要領」又は「中学校学習指導要領」に基づいて編成されることになる。しかしながら、障害のある児童生徒を対象とする学級であるため、対象となる児童生徒の障害の種類、程度等によっては、通常の学級と同じ教育課程をそのまま適用することが必ずしも適当ではない場合がある。その場合、「特別の教育課程」を編成することができる（学校教育法施行規則第 138 条）。

【学校教育法 第81条】 [特別支援学級]

幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校においては、次項各号のいずれかに該当する幼児、児童及び生徒その他教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。

② 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特別支援学級を置くことができる。

- 一 知的障害者 二 肢体不自由者 三 身体虚弱者 四 弱視者 五 難聴者
- 六 その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの

【学校教育法施行規則 第138条】 [特別支援学級に係る教育課程の特例]

小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級に係る教育課程については、特に必要がある場合は、第50条第1項、第51条、第52条、第52条の3、第72条、第73条、第74条、第74条の3、第76条、第75条の5及び第107条の規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

【小学校学習指導要領総則 特別支援学級における特別の教育課程】（第1章第4の2の（1））

イ 特別支援学級において実施する特別の教育課程については、次のとおり編成するものとする。

- （ア） 障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動を取り入れること。
- （イ） 児童の障害の程度や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、各教科を、知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成すること。

※中学校学習指導要領においても同様

① 教育課程編成における留意事項（「第3章 障害のある児童生徒の理解と指導の実際」Ⅱ～Ⅸを参照）

ア 小学校・中学校の学級の一つであり、学校教育法に定める小学校・中学校の目的及び目標を達成するものでなくてはならず、学校全体の教育課程と特別支援学級の教育課程を密接に、また有機的に関連させること。

イ 個々の児童生徒の障害の状態に応じて自立活動を取り入れること。自立活動の時間に充てる授業時数は一律に授業時数の標準としては示さず、各学校が実態に応じた適切な指導を行うことができる。

ウ 学級の実態や児童生徒の障害の状態等を考慮の上、実態に応じた教育課程を編成すること。

エ 児童生徒の社会性を育て、好ましい人間関係を育てる視点から、児童生徒の実態を考慮しながら通常の学級との「交流及び共同学習」を積極的に推進すること。

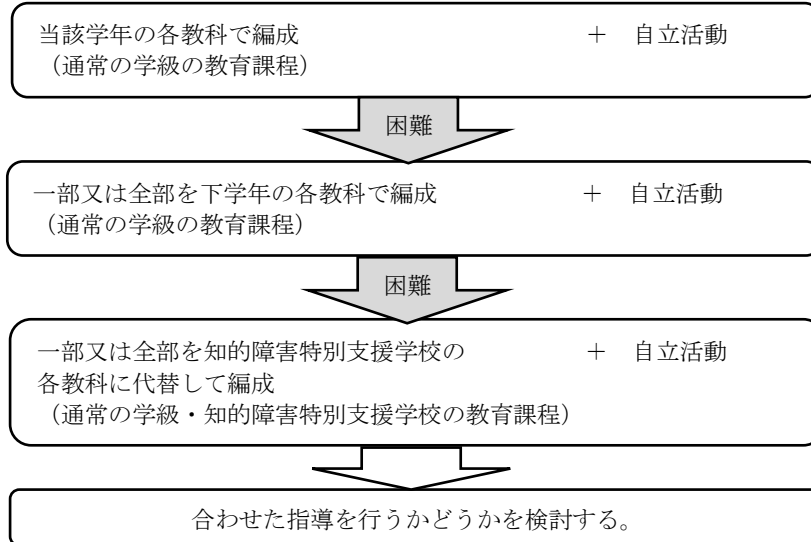
オ 他の学校の特別支援学級や特別支援学校の児童生徒との、交流及び共同学習について配慮すること。

これまで、特別支援学級又は通級による指導においては、自立活動を取り入れている。平成 29 年 3 月告示、小学校・中学校学習指導要領総則においては、教育課程に特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の自立活動を取り入れることが明記された。このことは、あらためて自立活動の重要性を示したことになる。自立活動の意義を再確認し、教育課程への位置づけを明確にしていく必要がある。

【特別的教育課程編成例：知的障害特別支援学級における各教科等を合わせた指導】

2 知的障害特別支援学級で合わせた指導を行う場合

前述の通り、合わせた指導は、知的障害特別支援学級の各教科等を合わせることであり、小・中学校の知的障害特別支援学級では、児童生徒の実態から、合わせた指導を行うかどうかを検討する必要があります。
特別支援学級における特別的教育課程の編成の考え方を以下に示します。



児童生徒の実態から、各教科の一部又は全部を知的障害特別支援学校の各教科に代替して教育課程を編成する場合に、合わせた指導を行うかどうかを検討することができます。

本ツールの「各教科等目標設定シート」では、知的障害特別支援学校の各教科の段階表を参照することができます。

合わせた指導を行う場合には、児童生徒の実態を知的障害特別支援学校の各教科の段階表でチェックしましょう。

(千葉県総合教育センター 知的障害教育課程のお助けツール

－実態把握から学習評価まで－〔令和2年から令和3年度まで〕使い方ガイドより抜粋)

(2) 通級による指導(通級指導教室) (「第2章Ⅱ「通級による指導」の運営」参照)

「通級による指導」の対象となる児童生徒は、言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害、注意欠陥多動性障害、肢体不自由、病弱及び身体虚弱があり、一部特別の指導を必要としている児童生徒である(学校教育法施行第140条第1項各号)。

通級による指導では、障害に応じた特別の指導を小・中学校の通常の教育課程に加えたり、その一部に替えたりする「特別的教育課程」が編成できる。また、他校で通級による指導を受けた場合は、在籍する小・中学校の教育課程に係る授業とみなすことができる(学校教育法施行規則第141条)

【学校教育法施行規則 第140条】 [障害に応じた特別的教育課程]

小学校、中学校若しくは義務教育学校、高等学校又は中等教育学校において、次の各号のいずれかに該当する児童又は生徒(特別支援学級の児童及び生徒を除く。)のうち当該障害に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、第50条第1項、第51条、第52条、第52条の3、第72条、第73条、第74条、第74条の3、第76条、第79条の5、第83条及び第84条並びに第107条の規定にかかわらず、特別的教育課程によることができる。

- 一 言語障害者
- 二 自閉症者
- 三 情緒障害者
- 四 弱視者
- 五 難聴者
- 六 学習障害者
- 七 注意欠陥多動性障害者
- 八 その他の障害のある者で、この条の規定により特別的教育課程による教育を行うことが適当なもの

【学校教育法施行規則 第141条】

前条の規定により特別の教育課程による場合においては、校長は、児童又は生徒が、当該小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校の設置者の定めるところにより他の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において受けた教育を、当該小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程において受けた当該特別の教育課程に係る授業とみなすことができる。

【小学校学習指導要領総則 通級による指導における特別の教育課程】（第1章第4の2の（1）のウ）

ウ 障害のある児童に対して、通級による指導を行い、特別の教育課程を編成する場合には、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。その際、効果的な指導が行われるよう、各教科等と通級による指導との関連を図るなど、教師間の連携に努めるものとする。

※中学校学習指導要領においても同様

① 通級による指導の運営における留意事項

- ア 主たる指導は、「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領」を参考とし、障害による学習上又は生活上の困難の改善又は克服を目的とした指導領域である「自立活動」の内容を取り入れ、個々の児童生徒の障害の状態等に応じた具体的な目標や内容を行うこと。
- イ 各教科の内容を取り扱う場合であっても、障害による学習上又は生活上の困難の改善又は克服を目的である指導であること（単なる教科の補充ではない）に留意すること。
- ウ 週当たりの授業時数については、当該児童生徒の障害状態を十分考慮して負担加重とならないように配慮すること。保護者との面談、在籍校の担当者等との連絡、ケース会議等はいずれも児童生徒に対する指導ではないので授業時数として含めないこと。
- エ 児童生徒が他校において指導を受ける場合には、当該児童生徒が在籍する学校の校長は、特別の指導を行う学校の校長と十分協議の上、教育課程を編成するとともに、学校間及び担当教師間の連携を密にする必要がある。

2 特別の教育課程の届出

特別の教育課程の届出については、設置する教育委員会の管理規則により、市町村立学校は各市町村教育委員会へ、県立学校は県教育委員会へ、速やかに届け出ることになる。なお、様式や内容は各教育委員会により異なる。

例えば小・中学校の場合には、

- ①教育目標、指導の重点、方針
- ②週時程表、年間指導計画
- ③各教科、特別の教科 道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動の時数などが一般的である。

（「資料編 教育課程の届出様式例・記入例」参照）

<引用・参考文献>

- 1) 小学校学習指導要領（文部科学省） 平成29年7月
- 2) 中学校学習指導要領（文部科学省） 平成29年7月
- 3) 改訂第3版 障害に応じた通級による指導の手引（文部科学省編著） 平成30年8月
- 4) 障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの実現に向けて（文部科学省） 令和3年6月
- 5) 知的障害教育課程のお助けツールー実態把握から学習評価までー（令和2年から令和3年度まで）使い方がガイド（千葉県総合教育センター ホームページ）